

検定制度と市場開放の動向について

消防庁予防救急課 国際規格対策官 小 林 恭 一

1. 基準認証制度の国際化と市場開放

基準認証制度の国際化を推進するための包括的改善策(以下「包括的改善策」という。)が昨年3月26日に政府部内で決定されてから一年が経過した。この包括的改善策の内容と背景並びにその意味については、本誌58年7月号に消防庁山越総務課長の講演録が掲載され、その中で詳しく述べられているので詳細に触れる必要はないと思うが、ここで主要な点を簡単に整理しておく、次のとおりである。

① 認証手続きにおける内外無差別の原則を法制度的に確保する。

具体的には、

- a ダイレクトアクセス(外国企業が、日本の認証制度において直接申請者となること)を可能とすること。
- b 複数の検査方式が存在する場合に、外国の企業に対しても日本の企業に対するのと全く同等にそれらの検査方式が開放されること。

の二点を法制上確保する。

② 基準認証制度における透明性を確保する。

③ 外国検査データの受け入れ促進を図る。

④ 国際規格・基準が存在する場合には、国内規格のそれらへの整合を推進するとともに、国際規格・基準が存在しない場合には日本はその制定作業に積極的に参加する。

その後、この包括的改善策に沿って、各省庁はそれぞれ具体的な対応を図ってきた。

①の「内外無差別の法制度的確保」については、消費生活用製品安全法を初めとする16の法律について一括して改正を行い、8月1日から施行された。なお、消防法については内外無差別の原則が既に法制度的に確保されているため、改正する必要がなかったことは御存知のとおりである。

②の「透明性の確保」については、消防庁

では「消防用機器等規格検討委員会」において規格・基準の制定・改正について検討の過程で幅広く意見を聴することとするとともに必要に応じて外国人等にも意見を述べる機会を設けた。また、規格・基準の制定・改正の検討予定については、消防庁広報誌「消防の動き」等に掲載することとし、これらについての情報流通の公平化を図った。

③の「外国検査データの受け入れ」については、消防庁では、試験検査機関の国際的な容認が可能となり、規格・基準の国際的統一も進んだ段階で検査データの受け入れを図る考えであったが、後で述べるように、これに関する動きは加速化されつつある。

④の「規格・基準の国際化」については、消防庁では、従来からISO/TC21に参加してきたところであり、今後さらに積極的に参加していく方針である。

2. アメリカからのスタディミッションの来日

昨年9月、日本の市場開放政策を受けて、アメリカから民間試験検査機関のスタディミッションが来日し、日本の各種基準認証制度についての調査を行うとともに、それらの試験検査機関が日本の認証制度における指定検査機関となる可能性を打診していった。

指定検査機関制度は、消費生活用製品安全法等にある制度で、主務大臣が、試験・検査機関を指定し、その機関が、必要な試験・検査を実施する制度である。

3月26日に決定された包括的改善策においては、外国の試験・検査機関を一指定検査機関としていくことまでは含まれておらず、アメリカ側の要望も、「新たな提案」であるとして、やや控え目なものではあったが、「ダイレクトアクセス」と「検査データの受け入れ」とを考え合わせれば、その延長上に来るものであることは明らかである。

消防法においては、御存知のとおり、指定

検査機関制度は存在しないため、アメリカ側の要望も「検査データの受け入れ」の促進に留まり、消防庁の説明も、具体的事例が出てくれば、データの信頼性を確認しつつ受け入れを図っていく」という、包括的改善策の範囲内での回答に留まった。

しかしながら、「検査データの受け入れ」の問題が、当初考えられていたように薬品の安全性等の特殊な分野の特殊なデータに関するものだけでなく、特にアメリカは、検査データの受け入れの一般化を図ろうとしていることが明らかになったのである。

3. 基準認証制度に関する日米スタンダード協議と今後の動き

本年1月、基準認証制度の市場開放の促進と、包括的改善策についてのフォローアップを目的として、アメリカ通商代表部（U.S. T.R.）のエーブルソン氏を中心とするアメリカ政府の代表団が来日し、消防庁を含めて各省庁を個別に訪問していった。

消防庁における調査内容は、包括的改善策についての消防庁の対応状況についてであり新たな具体的要望が出されたというわけではなかったが、この来日によりアメリカが対日貿易の大幅な赤字という現実を背景に、アメリカ製品の対日輸出拡大のための具体的成果を強く欲しており、包括的改善策のフォローアップをそのための強力な手段であると捉え

ていることは一層明らかになった。

消防用機械器具等は、農産物や自動車等に比べれば市場規模がはるかに小さいため、政府レベルでの交渉の対象となる可能性は少ないと思われるが、民間の試験検査機関のレベルで、検査データの受け入れについての体制整備を要望してくることなどは、十分ありうるものと考えておかなければならない。

検査データの受け入れは、当初考えていたように、試験検査機関の信頼性がI.L.A.C等によって確保され、一方I.S.O等の場で国際規格が定まって各国が国際規格に基づいた統一的な試験検査方法を用いるようになれば比較的容易であるが、それ以前の段階で実施に移そうとすると、難しい面が多い。試験検査機関の信頼性については、公正であるかどうか、職員の能力、試験機械器具等の種類や校正の水準等のチェックが必要であるし、試験方法等についても、日本の規格・基準の翻訳が正確であるかどうか、実務におけるノウ、ハウの影響をどの程度に見積るか、など解決すべき問題が非常に多いのである。

しかしながら、検査データの受け入れを図っていくことについては、包括的改善策の範囲内の事項であるので、今後、日米相互受け入れなども考慮しつつ、検査データの受け入れのための現実的な方策を早急に検討していかなければならないと考えている。

